### 第4次 吉備中央町男女共同参画基本計画

令和5(2023)年度~令和9(2027)年度



#### はじめに

少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、ライフスタイルの多様化、情報通信技術の発展など、社会の目まぐるしい変動を受け、男女共同参画の重要性は日々大きなものとなっています。

吉備中央町では、平成19年に「男女共同参画推進条例」を制定するとともに、「吉備中央町男女共同 参画基本計画(第1次~第3次)」を策定し、これに沿って各種の施策を実施してまいりました。

この度策定しました「第4次吉備中央町男女共同参画基本計画」は、これまでの取組みの成果や課題などを踏まえ、町民、事業者・企業、各関係団体の皆様と協働し、だれもが輝く社会をめざし取り組んでいくため、令和5年度から令和9年度までの町の基本方針などを示したものです。

計画策定にあたっては、毎回町民の方々に、意識調査を目的としたアンケートを実施しておりますが、今回は新たな試みとして、LGBT(性的マイノリティの総称)の方々に関する質問項目を盛り込みました。近年は国会等において、LGBTの方々に対する差別や同性婚に関する問題が提起され、「SOGI(ソジ:性的志向・性自認)」という、異性愛者を含む全ての人を対象とした概念も普及しつつあるなど、日進月歩の様相を呈しています。

また、近年は新型コロナウイルスの拡大により、リモートワーク等が普及し、場所・時間を問わない新たな働き方の可能性が広がった一方、いわゆる DV に関する問題が拡大するなど、家庭を取り巻く社会の課題が浮き彫りになるという側面もございました。

このように日々移り変わる社会において、一人ひとりの幸福のあり方を考えますと、その道筋はおのずと、「すべての人が対等に社会に参画し、その個性や能力を十分に発揮するとともに、お互いの人権を尊重しつつ、喜びも責任もともに分かち合う」という、男女共同参画の基本理念というべき姿に集約していくように思います。取り組むべき課題は数多くございますが、吉備中央町ではこれからも、だれもが自分らしく生き生きと輝ける町を目指し、各種施策を推進してまいりたいと考えておりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力をいただきました町民の皆様をはじめ、適切なご助言を賜りま した町議会、吉備中央町男女共同参画社会推進委員の皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

吉備中央町長 山 本 雅 則

### 目次

1 計画策定の趣旨
2 計画の位置付け2
3 計画の期間2
<b>然</b> 0 亲 引来 0 柳 黄
第2章 計画の概要
1 計画の基本理念4
2 計画の基本目標
3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
4 男女共同参画に関するアンケート調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
第3章 計画の内容
基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり ······10
重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し10
重点目標2 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の充実13
重点目標3 家庭・地域における男女共同参画の推進15
基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり20
重点目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・・・・・・・20
(吉備中央町 DV 防止基本計画)
重点目標5 生涯を通じた健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・24
サナロ疾血・ロナビトナルで明ナス曲ムナン・ハージ・ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する豊かな社会づくり · · · · · · · · · · · 28
(吉備中央町女性活躍推進計画)
重点目標6 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進 ······28 重点目標7 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保·····30
重点目標 / 権用等の分野にありる男女の均等な機会と特遇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
里点日保6 仕事と主活の調化(ノーグ・ブイグ・バブンス)の推進・・・・・・・・・30
第4章 推進体制
1 町民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 事業者・企業の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
3 行政の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
資料編
○男女共同参画社会基本法 ······44
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・・・・・・47
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 ・・・・・・・・・・・・・・・55
○吉備中央町男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
○吉備中央町男女共同参画社会推進委員会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○吉備中央町男女共同参画社会推進委員名簿【令和4年度】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 第1章 計画の趣旨

#### 第1章 計画の趣旨

#### 1 計画策定の趣旨

すべての人が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜び、責任をともに分かち合う男女共同参画社会の実現のため、本町では平成19年に制定した「吉備中央町男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)」に基づき、平成19年に「第1次吉備中央町男女共同参画基本計画」、平成25年に「第2次吉備中央町男女共同参画基本計画」、平成30年に「第3次吉備中央町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会を実現するための各種施策を実施してきました。しかし、固定的な性別役割分担意識は依然として残っているとともに、配偶者等からの暴力(DV\*1)をはじめとする男女間における暴力の根絶や、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*2)の実

こうしたなか、さらに男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、「第4次吉備中央 町男女共同参画基本計画」を策定しました。

#### 2 計画の位置付け

現など様々な課題が残っています。

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条、吉備中央町男女共同参画推進条例第10条に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び県の「第5次おかやまウィズプラン」との整合性を図りつつ、「第2次吉備中央町総合計画」に掲げる施策の一つである「男女共同参画・人権尊重社会の形成」を推進するための基本方針や具体的な施策を示しています。

また、本計画の一部を、以下の法律に基づく計画として位置付けます。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に基づき、本計画の中の基本目標 II 重点目標4を「吉備中央町 DV 防止基本計画」として位置付けます。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項の規定に基づき、本計画の中の基本目標III重点目標6・7・8を「吉備中央町女性活躍推進計画」として位置付けます。

#### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度を初年度とし、令和9(2027)年度を最終年度とする5年間とします。

#### ※1 DV:ドメステッィク・バイオレンス (配偶者等からの暴力)

「配偶者や交際相手など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」のことで、殴る、蹴るといった身体的暴力だけではなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

#### ※2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事を持つ人が、やりがいをもって働きながら、家庭や地域においても充実した生活を送り、子育て期、 中高年期といった人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できること。

# 第2章 計画の概要

#### 第2章 計画の概要

#### 1 計画の基本理念

条例第3条に定める6つの基本理念を本計画の基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、性別に起因した暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び 決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子の教育、家族の介護その他家庭生活における活動と、社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、対等な関係のもと、互いの意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女が対等な立場で個人として能力を発揮することにより、活力あふれる新たな地域文化を育む社会の実現に努めること。



#### 2 計画の基本目標

#### 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

性別にかかわらず、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画の視点に立ち、参画するための意識を共有する必要があります。

そのために、固定的性別役割を前提とした社会制度や慣行を見直すとともに、学校・家庭・地域で 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実、家庭・地域における男女共同参画の推進を図り、男女 が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現 に向けた意識づくりに努めます。

#### SDGsとの関連





#### 基本目標Ⅱ すべての人の人権が尊重される社会づくり

すべての人の尊厳が重んじられ、お互いの人権が尊重されることは男女共同参画社会の実現に欠か せないことです。

男女間のあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、根絶すべき社会問題です。DV、セクシャル・ハラスメント防止等に関する啓発を行うとともに、被害者への支援の充実を図ります。

また、すべての人が生涯にわたり健康に過ごせるよう支援を行います。特に妊娠や出産などにより 健康面の変化に直面する女性への支援を充実します。

#### SDGsとの関連





#### 基本目標III 男女がともに活躍する豊かな社会づくり

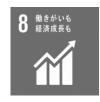
平成27年に制定された「女性活躍推進法」に基づき、あらゆる分野で女性の参画が拡大することは、社会の多様性と活力を高め、男女が社会の対等な構成員としてともに活躍し、ともに責任を担う豊かな社会づくりにつながります。

町が主催する各種審議会・委員会における女性委員の登用率向上に努め、行政や企業などにおける 政策・方針決定過程への、さらに多くの女性の参画を図ります。

また、就業は生活の経済的基盤であり、働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる環境を形成するために、事業者・企業に対する啓発を行い、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保に努めます。

さらに、だれもが仕事上の責任を果たす一方で、家庭、地域等にかかる時間を持ちながら健康で豊かに生活し、家族が安心して暮らしていくために、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進します。

#### SDGsとの関連





#### 3 計画の体系

本計画は、基本目標、重点目標、現状と課題、主な取組み・数値目標により構成されます。

#### 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

- 重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ●重点目標2 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の充実
- 重点目標3 家庭・地域における男女共同参画の推進

#### 基本目標 II すべての人の人権が尊重される社会づくり

- 重点目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶(吉備中央町DV防止基本計画)
- 重点目標 5 生涯を通じた健康支援

#### 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する豊かな社会づくり(吉備中央町女性活躍推進計画)

- ●重点目標6 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進
- 重点目標7 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- ●重点目標8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 4 男女共同参画に関するアンケート調査について

本計画の策定に伴い、町民皆様の男女共同参画に対する考えや意見を調査するため、以下の要領によりアンケート調査を行い、その結果を計画の中に掲載しています。

- 1 対象者 町内に住所を有する20代から70代の男女2.040人
- 2 抽出方法 世代別人口割合から世代ごとに人数を決定しランダムに抽出
- 3 調査期間 令和4年7月8日~令和4年8月5日
- 4 回答件数 696件(回答率34.12%)



# 第3章 計画の内容

#### 第3章 計画の内容

#### 基本目標 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

#### 現状と課題

平成11年に国の男女共同参画社会基本法が整備されて以来、様々な施策により男女共同参画の意識の 浸透が図られてきましたが、従来の性別による固定的な役割分担の意識も根強く残っています。

アンケート調査結果では、「社会全体としての男女の地位の平等」については、平等になっているという回答の割合が男性は21.0%、女性は10.6%となっており、男女の地位について不平等と感じる人が多く、とくに、慣習やしきたりなどでは、男女問わず多くの人が、男性の方が優遇されていると感じています。

性別による固定的な役割分担の意識は、一人ひとりの個性や能力の発揮を妨げる原因となっているため、男女共同参画の視点に立った、社会制度や慣行の見直しを行っていく必要があります。

#### 主な取組み

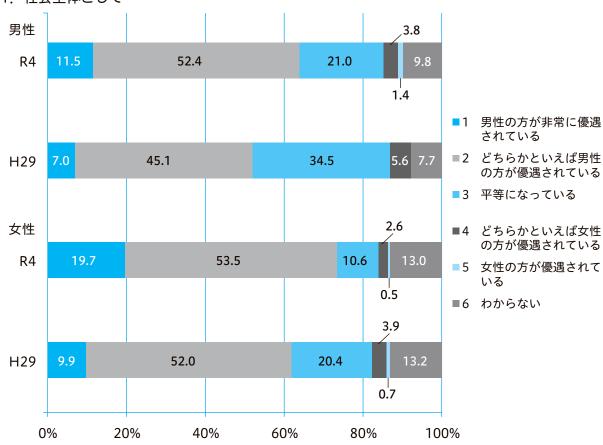
工 01/(1五-2)	
取組み内容	担当課
男女共同参画に関する意識を深めることができるよう広報の充実を図ります。	協働推進課
人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を活用し、関係団体と連携して 各種啓発を行います。	住民課 教育委員会 協働推進課
町の刊行物においても、固定的な性別役割分担意識や性差別の助長につながる ような表現がないよう留意します。	関係各課

#### 数値目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
男女共同参画にかかる啓発活動(広 報紙など)の回数	2回/年	2回以上/年	協働推進課

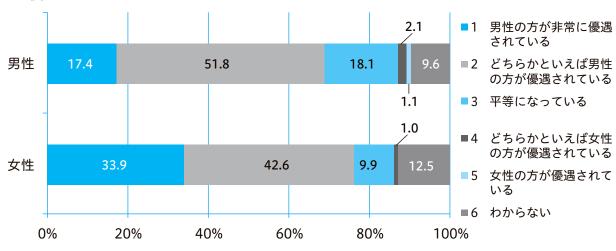
#### 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

#### 1. 社会全体として



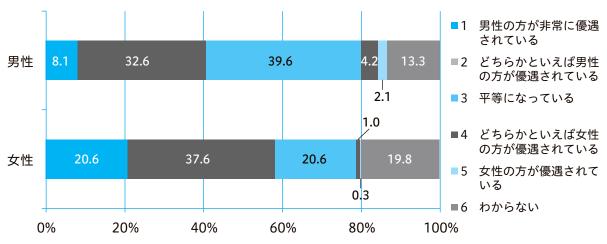
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 2. 慣習・しきたりでは



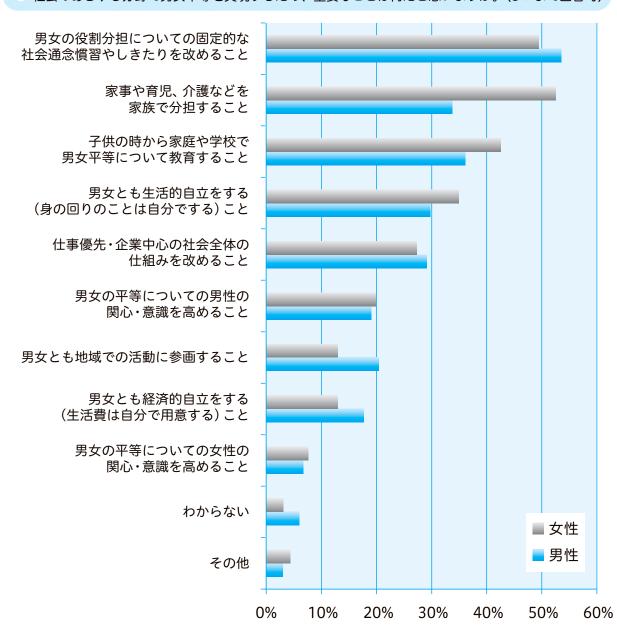
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 3. 法律や制度では



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 社会のあらゆる分野で男女平等を実現するため、重要なことは何だと思いますか。(3つまで回答可)



#### 重点目標2 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の充実

#### 現状と課題

アンケート調査結果では、学校教育における男女平等は概ね達成できていると感じられているようですが、家庭、地域においては男性が優遇されていると感じている人が多いようです。

人間の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼす教育において、人権意識や男女平等を教えることはと ても大切です。

子どもの成長に大きな影響を与える家庭や地域において、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できる環境づくりが必要です。また、あらゆる年代・立場の人が男女共同参画社会づくりに取り組むための多様な学習機会を充実させること、親しみやすくわかりやすい啓発活動を行うことが必要です。

#### 主な取組み

取組み内容	担当課
人権・男女共同参画にかかる講演会を開催し、学習機会の充実を図ります。	教育委員会 協働推進課
あらゆる年代を対象とした、男女共同参画に関する川柳コンテストを継続し、男女共同参画に関して考える機会を提供し、啓発を行います。	協働推進課
男女共同参画に関する教育の推進を行います。	教育委員会

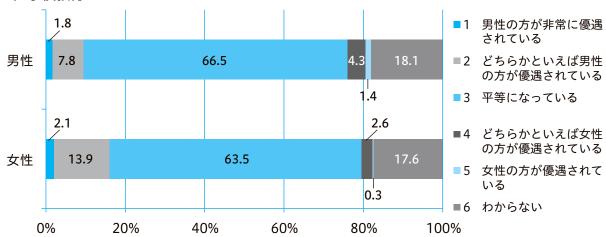
#### 数值目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
アンケート調査で「家庭生活での男女の地位」が平等になっていると回答した人の比率	30.8%	40.0%	協働推進課
アンケート調査で「地域での男女の 地位」が平等になっていると回答し た人の比率	23.5%	30.0%	協働推進課



#### 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

#### 1. 学校教育では



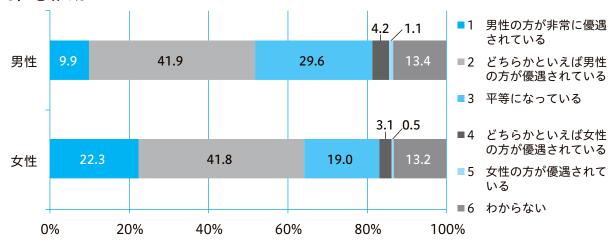
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 2. 家庭生活では



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 3. 地域では



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 重点目標3 家庭・地域における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

女性の社会進出が進み、結婚している多くの世帯が共働きであることから、家事、育児や介護を家族 みんなで担っていくことが重要です。

アンケート調査の「男は仕事、女は家庭」という考え方について「あまり賛成しない」・「賛成しない」という回答の割合は、男性は54.4%、女性は62.3%でした。前回(平成29年度)の調査時に比べて、男性は15.4%、女性は8.8%増えており、少しずつ意識が変わってきていることがわかります。

しかし、家事や育児は女性の役割という認識があり、女性の負担になっているのが現状であり、女性が仕事を続けていく上での障害となっています。

反対に「生活費を稼ぐこと」は男性の役割という意識が男性女性ともに強くなっています。

家庭・地域における男女共同参画の推進には、男性の家事、育児や介護等への参画に対する意識改革、さらに「働き方」についての意識改革を促進することが必要です。

#### 主な取組み

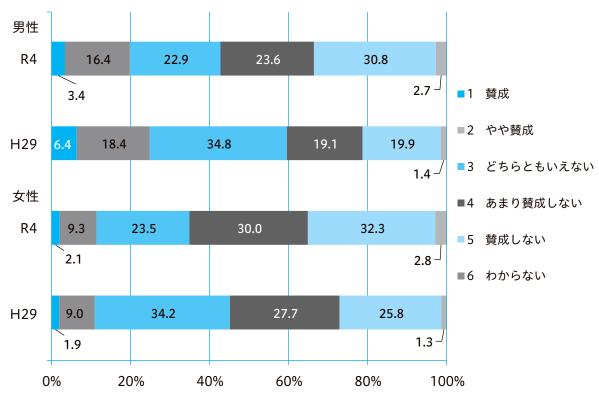
取組み内容	担当課
子育てひろば等への男性参加の呼びかけと、男性向け料理教室を開催します。	保健課 子育て推進課
人権・男女共同参画にかかる講演会を開催し、学習機会の充実を図ります。	教育委員会 協働推進課
あらゆる年代を対象とした、男女共同参画に関する川柳コンテストを継続し、男女共同参画に関して考える機会を提供し、啓発を行います。	協働推進課

#### 数値目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
男性向け料理教室開催回数	1回/年	8回/年	保健課



#### 「男は仕事、女は家庭」という考え方について、どう思いますか。

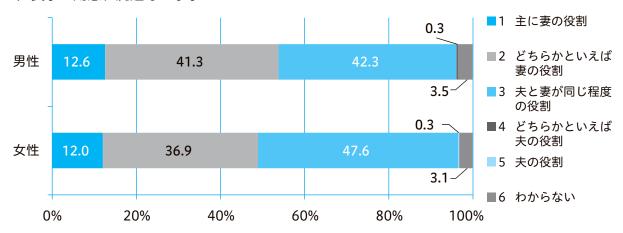


※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある



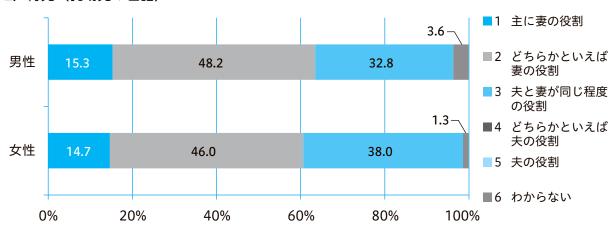
#### 次にあげる家庭の仕事は、だれの役割だと思いますか。

#### 1. 食事の用意、洗濯等の家事



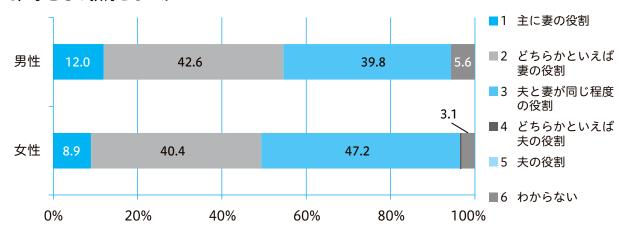
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 2. 育児 (乳幼児の世話)

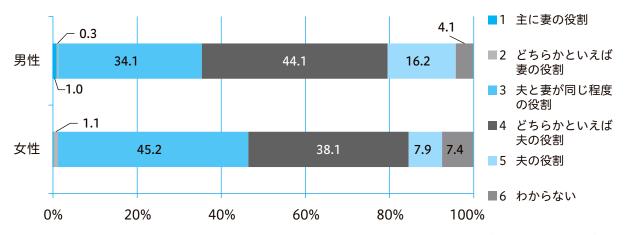


※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 3. 子どもの教育としつけ

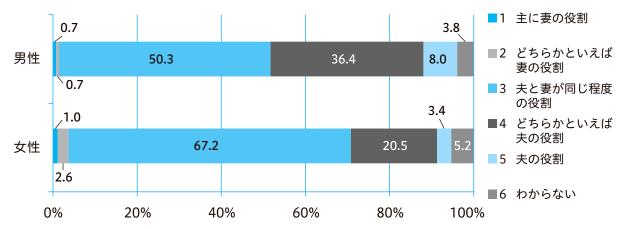


#### 4. 生活費を稼ぐ



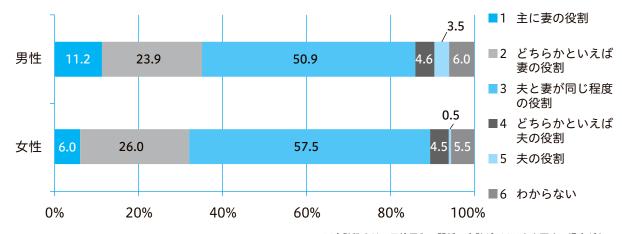
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 5. 地域行事等への参加



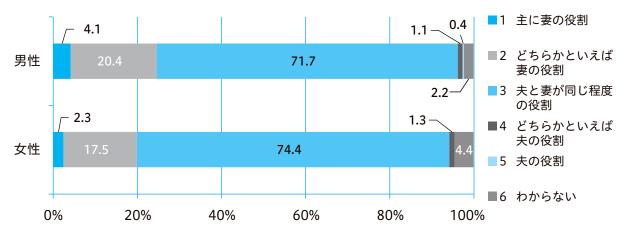
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 6. 家計の管理



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 7. 家族の介護や看護



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある



#### 基本目標 II すべての人の人権が尊重される社会づくり

#### 重点目標 4 男女間のあらゆる暴力の根絶(吉備中央町 DV 防止基本計画)

#### 現状と課題

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ、 対等な関係づくりを進める上で、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。男女間の暴力は、 配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、セクシャル・ハラスメントなど様々です。

また、近年、インターネット上の新しいコミュニケーションツール(SNS等)を利用した交際相手からの暴力(デート DV)や性犯罪などの新たな暴力に対応していく必要があります。

女性が被害を受けるケースが多いですが、近年では男性が被害を受けるケースも多くなってきています。DV等の被害は、相談や届け出をすることに抵抗感を持つ人が多いため、誰にも相談しない場合が多く、被害が潜在化する傾向があります。相談は家族や友人、知人へ行うことがほとんどで、町や岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)といった公的な機関への相談はあまり行われていないため、啓発活動や広報の充実を図る必要があります。また、幼い時から男女平等の教育を行うこと、被害者を保護する体制を整備することも必要です。

あらゆる暴力の根絶のためには、社会全体で取り組んでいかなければなりません。

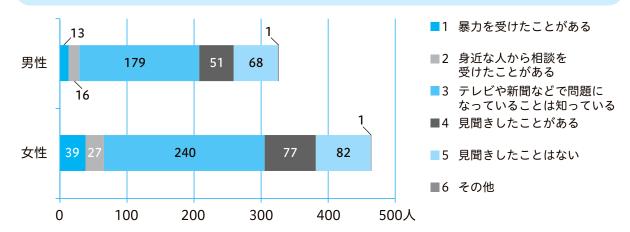
#### 主な取組み

取組み内容	担当課
DV、セクシャル・ハラスメント防止に関する広報・啓発を充実します。	協働推進課
被害を受けた方が相談しやすくなるよう、町における相談窓口の周知を図ります。	保健課・福祉課 住民課・協働推進課
県、警察、法務局などの関係機関との連携強化を図り、被害者への支援を行う とともに、避難施設等に関する情報の収集に努めます。	保健課・福祉課 住民課・協働推進課
男女共同参画に関する教育の推進を行います。	教育委員会

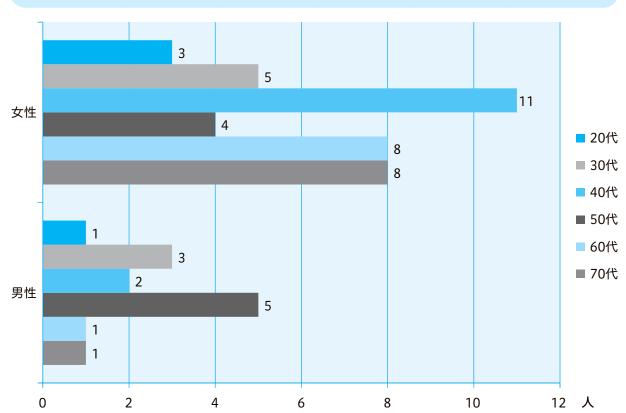
#### 数値目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
アンケート調査でDVを受けたことがあると回答した人のうち、「DVを受けた後、誰にも相談しなかった」とした人の割合	34.6%	20.0%	協働推進課

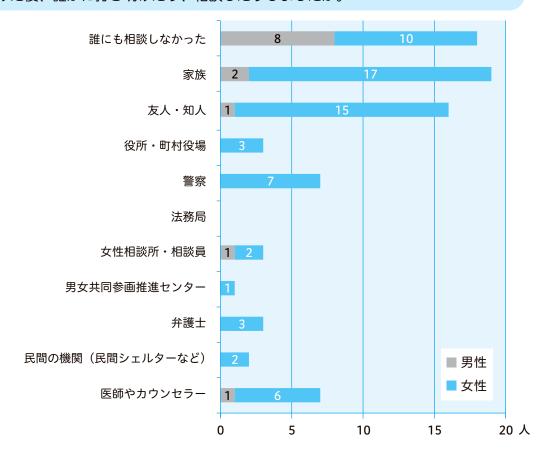
#### あなたはDVを経験したり、身近で見聞きしたりしたことがありますか。



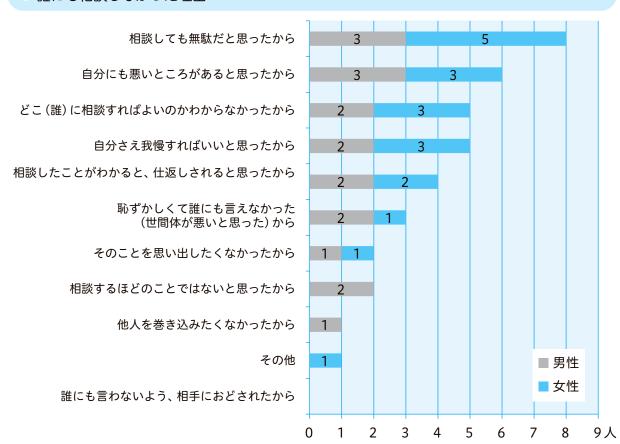
#### 暴力を受けたことがあると回答した方の年代別内訳



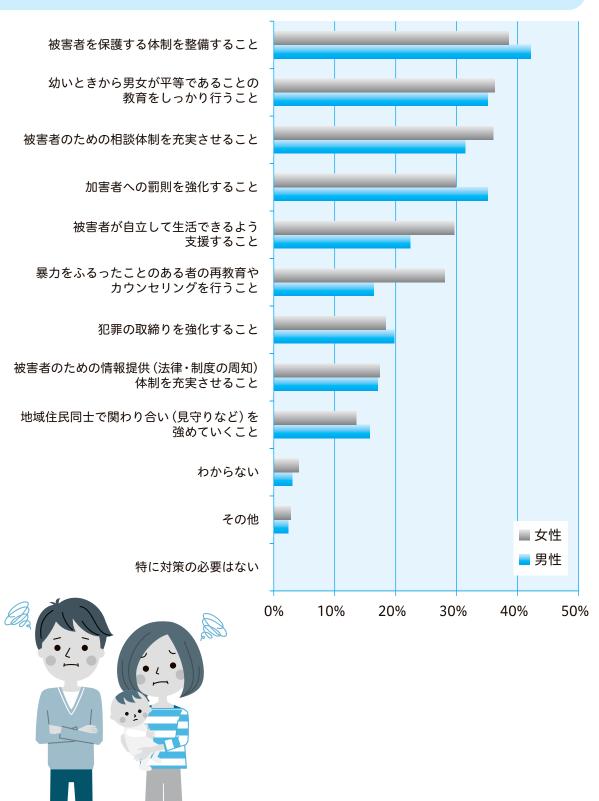
#### DVを受けた後、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。



#### 誰にも相談しなかった理由



DVやセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)など、人権を侵害するような行為に対して、どのような取組みが重要だと思いますか。(3つまで回答可)



#### 重点目標5 生涯を通じた健康支援

#### 現状と課題

男女がお互いの人権を尊重するとともに、身体的性差を十分に理解し、生涯にわたって心身ともに健康に過ごすことは、男女共同参画社会の形成に必要なことです。

特に、女性は生涯の間に妊娠や出産を経験する可能性があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに、男女ともに留意する必要があります。リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)\*3に基づいた支援を行うとともに、命の大切さや正しい性の知識の教育など意識の啓発が必要で、安心して子どもを産み育てるための環境整備を行う必要があります。

また、女性の社会進出や晩婚化・晩産化などをめぐる変化に応じた対策や「男性」「女性」に二分できない多様な性\*\*4のあり方について社会全体で理解を深めていくことが必要です。アンケート調査結果では、32.3%の方が「セクシュアルマイノリティ(性的少数派)」または「LGBT」の意味を「知らない」と回答しており、性的マイノリティの方が、生活しやすくなるためには、「学校教育現場での取組み(性の多様性への理解促進・トイレの配慮)」や「公的施設や窓口での不便解消」といったことが必要と回答している人が多くなっています。性的マイノリティを理由に困難な状況に置かれないよう、理解の促進など新たな取組みが求められています。

#### 主な取組み

取組み内容	担当課
健康診査、健康教育等を通じて、健康管理に関する正しい知識の普及に努めます。	保健課
安心して子どもを産み育てるための環境整備に努めます。	子育て推進課
町の体育施設の利用を促進し、健康維持、増進を図ります。	教育委員会 保健課 協働推進課
無意識の偏見や思い込みの解消に向けた啓発を行います。	協働推進課

#### ※3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルスとは、すべての人が生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを指す。リプロダクティブ・ライツは、全ての女性が安全な妊娠と出産が享受できるとともに、全てのカップルと個人が子どもの人数、出産間隔、並びに出産する時を、責任を持って自由に決定できる権利である。

#### ※4 多様な性

「性」は、「からだの性…生まれながらの身体の性」「こころの性…自分の性別をどのように認識するか」「社会的な性…身体の性別にかかわりなく、成長過程・社会生活の中で、後天的に身につけていく性」「性的対象…愛情・恋愛感情などの対象がどのような人か」など多面的・多角的で、多様である。

からだの性とこころの性が一致しており、異性を好きになるタイプにあてはまらない人のことを、性的マイノリティ(セクシャル・マイノリティ)と呼ぶことがあり、同様の意味でLGBT(レズビアン(女性を好きになる女性)、ゲイ(男性を好きになる男性)、バイセクシュアル(好きになる相手が女性の場合も男性の

場合もある人)、トランスジェンダー(からだの性にとらわれないこころのあり方をもつ人)の頭文字を並べたもの)と表されることがある。

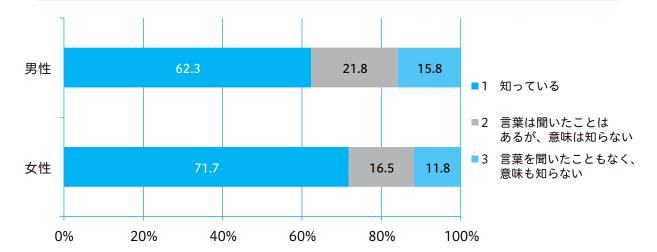
#### 数値目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
子宮頸がん検診受診率(※1)	8,2%	50.0%	保健課
乳がん検診受診率(※2)	10.3%	50.0%	保健課
認定こども園の数 (※3)	2園	4園	子育て推進課
スポーツ施設利用者数	29,857人	54,000人	教育委員会
スポーツ教室・大会などの参加者数	518人	880人	教育委員会
小学校・中学校において性に関する 教育を実施している割合	100%	100%	教育委員会

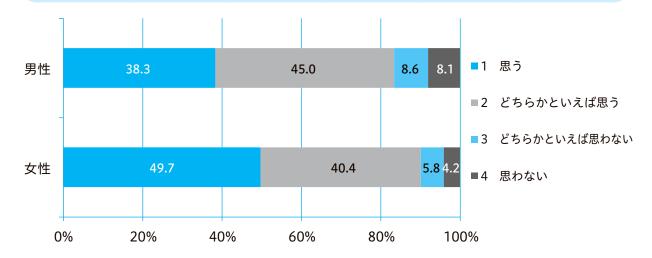
- ※1 対象は町内在住20歳以上の女性
- ※2 対象は町内在住40歳以上の女性
- ※3 保育園を認定こども園にすることにより、受け入れできるこどもの年齢を3歳以上から0歳以上に拡大する。



#### 「セクシュアルマイノリティ(性的少数派)」または「LGBT」の意味を知っていますか。

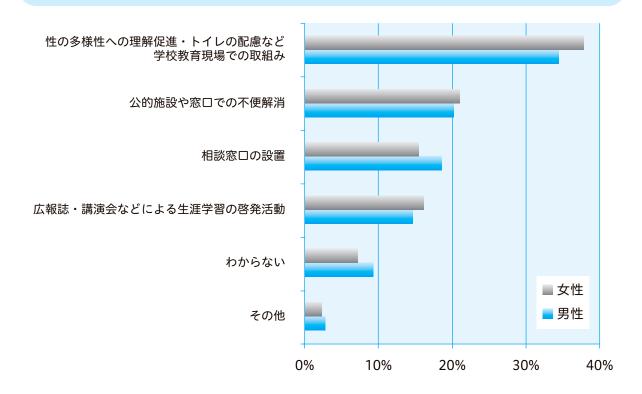


#### セクシュアルマイノリティ(性的少数派)並びにLGBTに関する人権問題があると思いますか。





セクシュアルマイノリティ(性的少数派)並びにLGBTの人権を守るためにどのような 取組みが必要だと思いますか。





#### 基本目標Ⅲ

## 男女がともに活躍する豊かな社会づくり (吉備中央町女性活躍推進計画)

#### 重点目標 6 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

#### 現状と課題

アンケート調査では、政治や行政の場で男性が優遇されていると感じている人が、特に女性に多くなっています。待遇の改善と女性が参画しやすい環境を作る必要があります。

あらゆる分野の政策・方針決定過程において女性が参画することによって、より多様な人材の能力の 活用、多様な視点の導入が可能となります。

また、行政だけでなく、事業者・企業における女性の参画促進も必要です。

#### 主な取組み

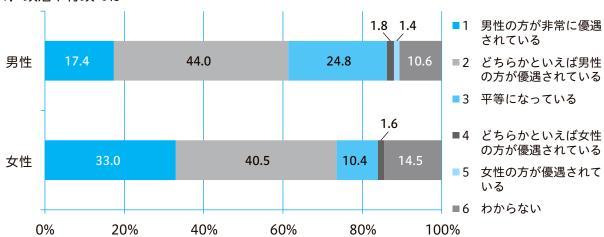
取組み内容	担当課
町が主催する各種審議会、委員会における女性委員の登用率向上を図ります。	関係各課
事業者・企業に対する女性活躍推進の啓発・広報を行います。	協働推進課

#### 数值目標

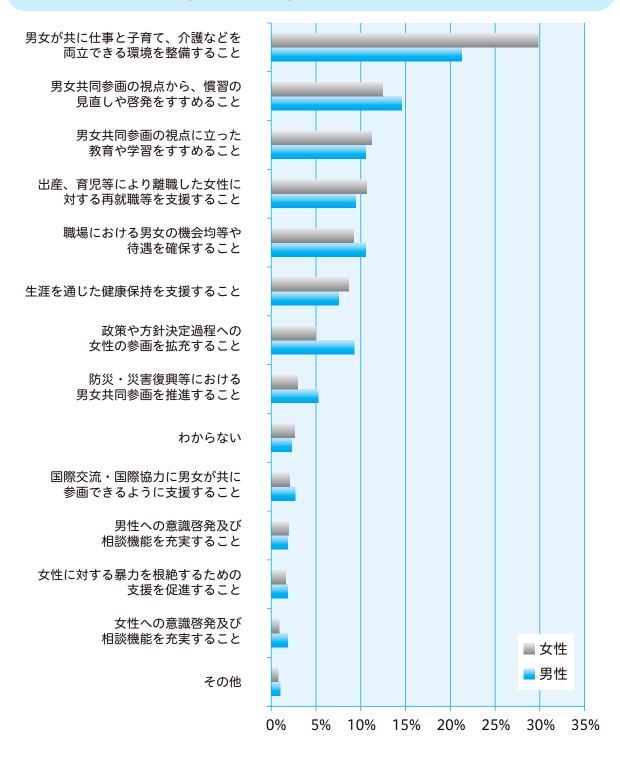
指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
審議会などにおける女性委員登用率	24.5%	35.0%	関係各課

#### 現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか。

#### 1. 政治や行政では



男女共同参画社会の実現のために、今後、吉備中央町はどのようなことに力を入れていくべきだと思われますか。(3つまで回答可)



#### 重点目標7 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 現状と課題

男女雇用機会均等法の施行により、女性の働く環境は整備されてきましたが、雇用の場における男女平等はまだ実現されていないのが実情です。

アンケート調査結果の「職場における全体的な男女平等」については、前回(平成29年度)の調査時に比べて、「平等である」という回答の割合が男性は2.2%、女性は5.1%減少しており、昇格や昇進に関して男性が優遇されていると感じている人が多く、それが人事配置や賃金にも反映されている状況が見受けられます。募集や採用の条件や教育訓練・研修では、平等であると感じている人が多くなっていますが、さらに女性の活躍推進に向けて能力開発の場を設ける必要があります。

男女が対等なパートナーとしていきいきと働く職場は、男性にとっても働きやすい環境であることから、男女雇用機会均等法等の周知・啓発を図る必要があります。

また、平成27年に制定された「女性活躍推進法」では、働く場における女性の活躍推進に向けて、国、 自治体、事業主それぞれが計画的に取り組むことが義務付けられました。女性の働く環境について、法 制度の整備は進んでいます。

しかし、継続して就業することを望んでいるにもかかわらず、結婚や出産を機に離職する女性は依然 として多いのが現状です。就労を望む女性への就職支援・情報提供や継続的に就労できる、復職しやす い環境づくりを進めるなど、様々なニーズに対応していかなければなりません。

#### 主な取組み

取組み内容	担当課
広報紙等を通じて、男女雇用機会均等法等の周知を図ります。	協働推進課
ハローワークと連携し、就労支援を充実します。	定住促進課
セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント*5などの防止啓発を行います。	協働推進課
企業に対して積極的改善措置(ポジティブ・アクション <sup>※6</sup> )を推進します。	協働推進課

#### ※5 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産を理由とする労働制限・就業制限などにより、不利益な取り扱いや精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のこと。

#### ※6 ポジティブ・アクション

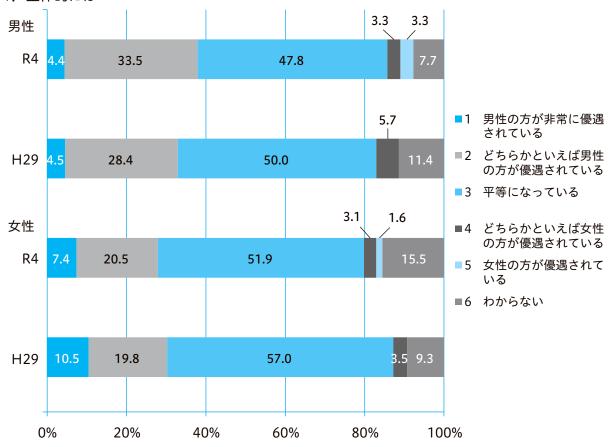
固定的な男女の役割分担や、過去の経緯から、営業職に女性がいない、課長以上の管理職は男性が占めている等の差が男女労働者の間で生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組みのこと。

#### 数値目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
アンケート調査で「職場全体として 男女平等になっている」と回答した 人の比率	50.2%	70.0%	協働推進課

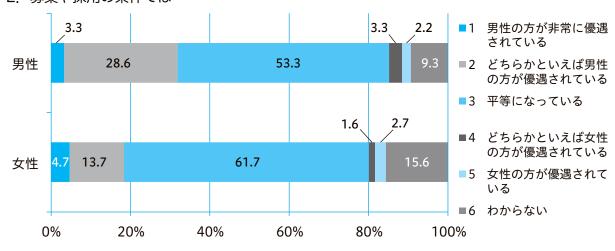
#### あなたの今の職場では、次にあげる分野で男女平等になっていると思いますか。

#### 1. 全体的には

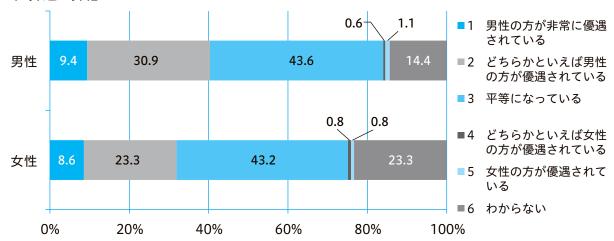


※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 2. 募集や採用の条件では

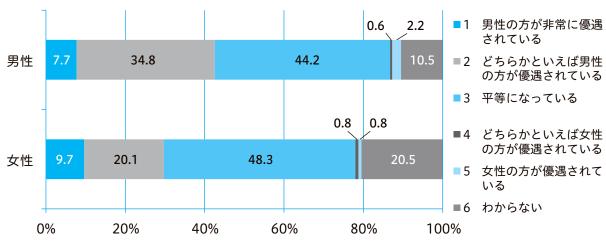


#### 3. 昇進・昇格では



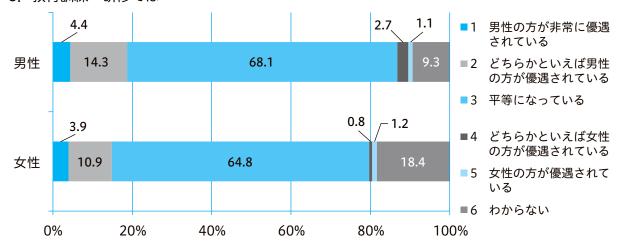
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 4. 賃金では



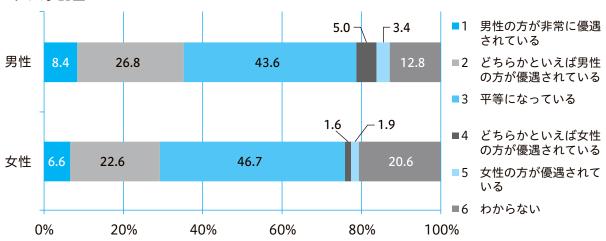
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 5. 教育訓練・研修では



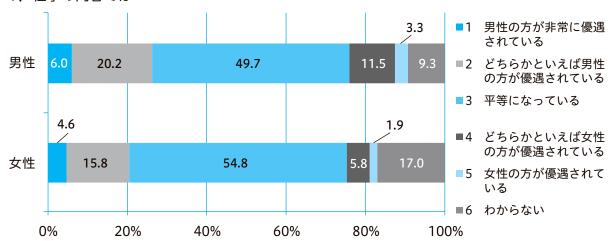
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

#### 6. 人事配置では



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

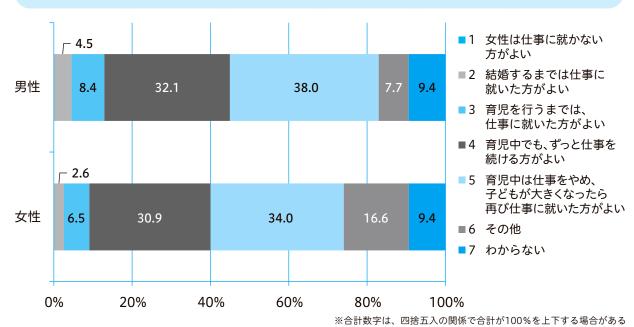
#### 7. 仕事の内容では



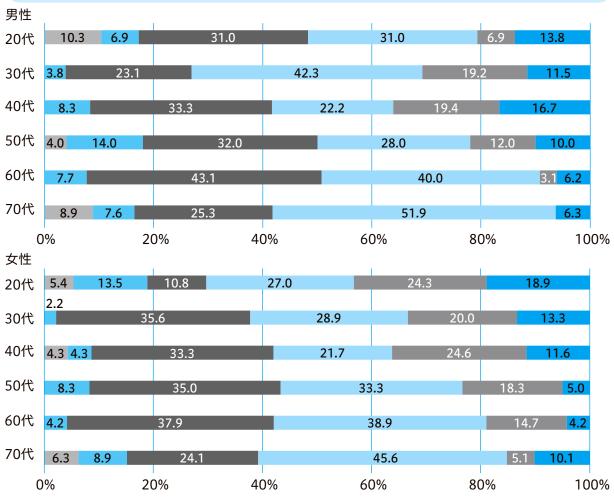
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある



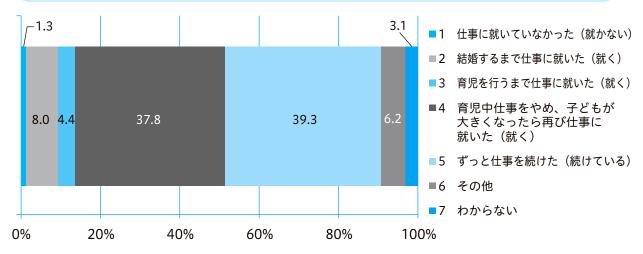
# 「女性が仕事に就くことについて」どう思いますか。



### 「女性が仕事に就くことについて」どう思いますか。(年代別回答内訳)

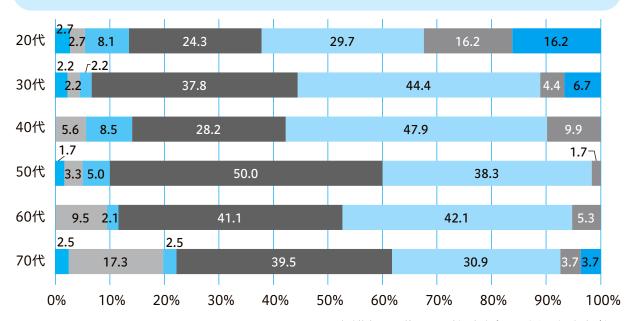


# 女性の方におたずねします。女性が仕事に就くことについて、あなたの現実にあてはまるもの(あてはまると予想されるもの)はどれですか。



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

# 女性の方におたずねします。女性が仕事に就くことについて、あなたの現実にあてはまるもの(あてはまると予想されるもの)はどれですか。(年代別回答内訳)



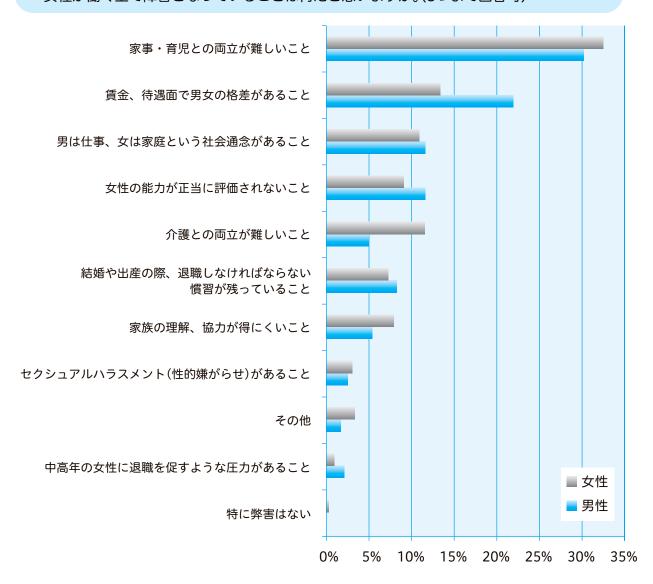
※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

# 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか。

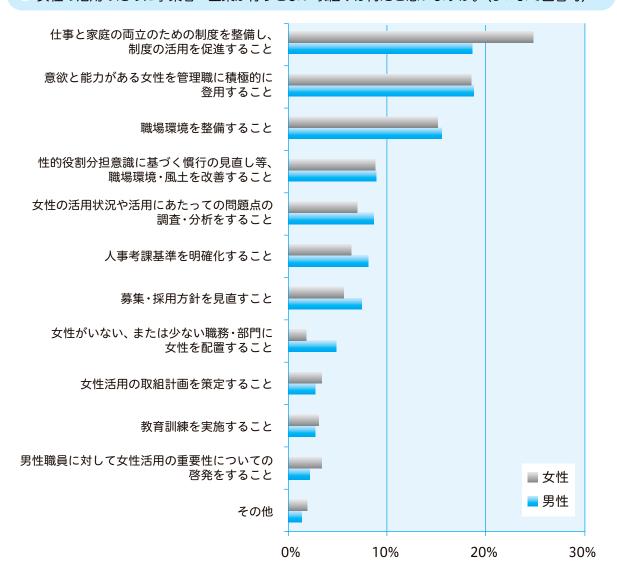


※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

現在の社会は女性が「働きにくい」・「やや働きにくい」と回答された方におたずねします。 女性が働く上で障害となっていることは何だと思いますか。(3つまで回答可)



#### 女性の活用のために事業者・企業が行うとよい取組みは何だと思いますか。(3つまで回答可)





# 重点目標8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

#### 現状と課題

だれもがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間、 家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持て、健康で豊かな生活を送ることができる、仕事と生 活の調和のとれた社会の構築が求められています。

そのためには、男女ともに家事、育児等に協力して取り組む必要がありますが、現実には、男性が仕事を優先して長時間労働を行い、女性が家庭生活を優先する結果となっています。

男女ともに仕事と生活の調和を図っていくため、男女とも育児・介護休業制度を取得しやすくすることや、育児・介護などにより一度職場を離れた方への再雇用制度の充実を図る必要があります。

また、「働き方」改革を通じて、男性中心型労働慣行等を見直し、女性の活躍を推進するため、男性の 家事、育児、介護等への参画に対する意識改革が必要です。

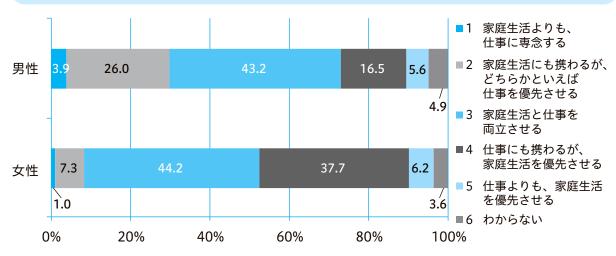
#### 主な取組み

取組み内容	担当課
広報紙等を通じてワーク・ライフ・バランスの周知を図ります。	協働推進課
職場における育児・介護休業の取得促進に向けた意識啓発を図ります。	総務課 協働推進課

#### 数值目標

指標名	策定時(R4)	目標値(R9)	担当課
アンケート調査で調和がとれている・ やや調和がとれていると回答した人 の比率(女性)	64.0%	70.0%	協働推進課
アンケート調査で調和がとれている・ やや調和がとれていると回答した人 の比率 (男性)	62.7%	70.0%	協働推進課

#### 仕事と家庭生活のどちらを優先させた方が良いと思いますか。



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある

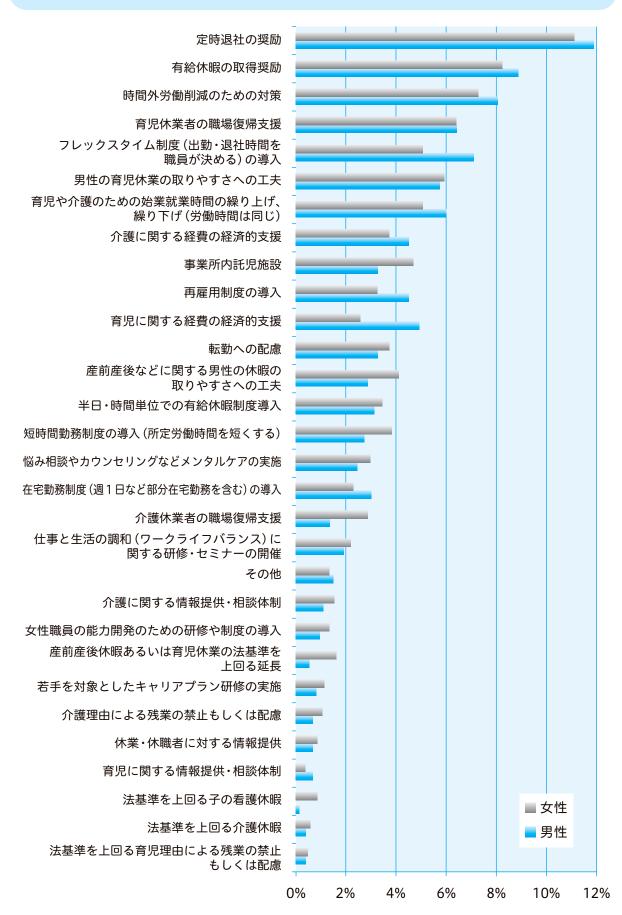
#### 仕事をしている方は、仕事と生活の調和はとれていますか。



※合計数字は、四捨五入の関係で合計が100%を上下する場合がある



男性も女性も仕事と家庭の両立をしていくためには、事業者・企業の取組みとして今後 どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで回答可)



# 第4章 推進体制

# 第4章 推進体制

男女の性別にとらわれることなく、すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、お互いの人権 を尊重しつつ、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、多くの方面か らの取組みが必要となります。総合的かつ計画的に施策を推進するために、町民、事業者・企業、行政 が連携し、主体的に取り組んでいくことが重要です。

## 1 町民の役割

町民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を正しく理解し、その実現に向け、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、主体的、積極的に取り組むことが求められています。性別による差別的取り扱いをやめる、家事や育児、介護などを家族で分担するなど、身近なところから男女共同参画社会づくりに取り組みましょう。

# 2 事業者・企業の役割

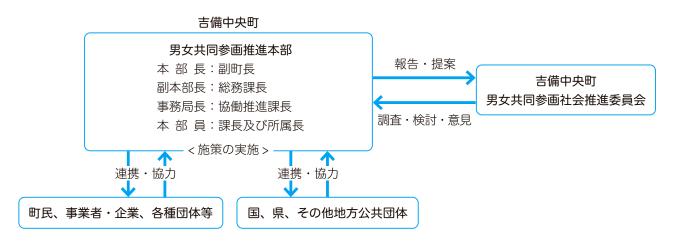
だれもがその個性と能力を十分に発揮して、男女がともに活躍する豊かな男女共同参画社会を実現するためには、事業者・企業の果たす役割が重要です。

男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、男女が職場における活動と家庭や地域における活動とを両立して行うことができるよう、職場環境を整備し、多様な視点を持つ人材を活用しましょう。このことは、それぞれの事業所・企業はもちろん、社会全体の活性化につながります。

積極的に男女共同参画社会づくりに取り組むよう努めましょう。

# 3 行政の役割

男女共同参画社会の実現を、町政の重要課題と位置づけ、国、県、町民及び事業者と相互に連携を図り協力して施策を推進するとともに、庁内の推進組織「男女共同参画推進本部」を中心に各種施策の充実に努め、町民で組織する「男女共同参画社会推進委員会」において調査・検討を行い、男女共同参画を強力に推進します。



■資料編

平成11年6月23日法律第78号最終改正:平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念 を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地 方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する 取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制 定する。

#### 第一章 総則

(目的)

(定義)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な 構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる

分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的 利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う べき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男 女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供 することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的 取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮 する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重 されることを旨として、行われなければならない。 (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対 等な構成員として、国若しくは地方公共団体における 政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共 同して参画する機会が確保されることを旨として、行 われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、 男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共 同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施 策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな らない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の 形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策についての報告を提出しなければ ならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会 の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を 作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女

- 共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
  - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、 男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求 めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公 表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以 下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなけ ればならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女 共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について の基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」と いう。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画 又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の 形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び 実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配 慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、 基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置 を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同 参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他 の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定 に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。 (国際的協調のための措置)
- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女 共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援す るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう に努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議 (略)

附 則 (略)

平成13年4月13日法律第31号最終改正:令和4年6月17日法律第68号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも 含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救 済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者 からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的 自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制 定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、 配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。 以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、 当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力 を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、

「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、 その適切な保護を図る責務を有する。
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)
- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣 及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において 「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本 計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し なければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村 基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これ を公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

# 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談 所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者 暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにす るものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとして の機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行 うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又 は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、

- 第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊 急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、 又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して 行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに 当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体と の連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかっ たと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴 力相談支援センター又は警察官に通報することができ る。この場合において、その者の意思を尊重するよう 努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規

定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規 定により通報することを妨げるものと解釈してはなら ない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかった と認められる者を発見したときは、その者に対し、配 偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有す る情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法

律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

- 第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、 福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村 の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行う に当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互 に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 (苦情の適切かつ迅速な処理)
- 第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生 命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を 加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章にお いて同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同 じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者で ある場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する 暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被 害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に あっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける 身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同 じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受け た者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対 する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた 後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され た場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続 き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)によ り、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが 大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止するた め、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、

又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者 の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住 居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所 において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の 住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近を はいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者 と共に生活の本拠としている住居から退去すること 及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
  - 一 面会を要求すること。
  - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
  - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない 場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信す ること。
  - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
  - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情 を催させるような物を送付し、又はその知り得る状 態に置くこと。
  - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
  - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその

- 知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する 文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り 得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成 年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第 一項第三号において単に「子」という。)と同居してい るときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑う に足りる言動を行っていることその他の事情があるこ とから被害者がその同居している子に関して配偶者と 面会することを余儀なくされることを防止するため必 要があると認めるときは、第一項第一号の規定による 命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申 立てにより、その生命又は身体に危害が加えられるこ とを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が 生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた 日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の 住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を 除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その 他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当 該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場 所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの とする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、 その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害 者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係 を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居 している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二 条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に 押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っているこ とその他の事情があることから被害者がその親族等に 関して配偶者と面会することを余儀なくされることを 防止するため必要があると認めるときは、第一項第一 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害 が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、 命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の 効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの 間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠 としている住居を除く。以下この項において同じ。)そ の他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、

又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満 の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該 親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合 にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限 り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る 事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又 は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地 方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
  - ー 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から 受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重 大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる 申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
  - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員

に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実 があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及 び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号 イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申 立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項に ついての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治 四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認 証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会う ことができる審尋の期日を経なければ、これを発する ことができない。ただし、その期日を経ることにより 保護命令の申立ての目的を達することができない事情 があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配 偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は 申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を 求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出 を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。 (保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由

を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ない で決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手 方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言 渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やか にその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄 する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものと する。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対して は、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による 命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項 から第四項までの規定による命令が発せられていると きは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなけ ればならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立

てることができない。

- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令 を取り消す場合において、同条第二項から第四項まで の規定による命令が発せられているときは、抗告裁判 所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並び に抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準 用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定に よる命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令 を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の 場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立 て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられ

た命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する 日までに当該住居からの転居を完了することができな いことその他の同号の規定による命令を再度発する必 要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命 令を発するものとする。ただし、当該命令を発するこ とにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずる と認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の 適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次 に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、 同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号 までに掲げる事項並びに第十八条第一項本 号に掲げる事項並びに第十八条第一項本 でに掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と までに掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と する。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、 裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、 その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する 事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、 相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論 若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、 又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間 は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しな い限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を 準用する。 (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に 関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定 める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者 の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深 めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓 発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生 のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させ るための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者 の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるもの とする。

(民間の団体に対する援助)

- 第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間 の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。 (都道府県及び市の支弁)
- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁 しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が 行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣

が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人 相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければなら ない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府 県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同 項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十 分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費 用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 (略)

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則 (略)

平成27年9月4日法律第64号最終改正:令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生 活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を 十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下 「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要 となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平 成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女 性の職業生活における活躍の推進について、その基本 原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責 務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行 動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置等について定めることにより、女性 の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、 もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢 化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢 の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するこ とを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を 営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家 庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが 多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に 与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の 別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、 介護その他の家庭生活における活動について家族の一

員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における 活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の 職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能 となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意 思が尊重されるべきものであることに留意されなけれ ばならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。(事業主の責務)
- 第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に 関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生 活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他 の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を 自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団 体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるもの とする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本 的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍

- の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策 に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要 な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければ ならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府 県の区域内における女性の職業生活における活躍の推 進に関する施策についての計画(以下この条において 「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるも のとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町 村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 第三章 事業主行動計画等
- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組を総合的かつ効果的に実施することができるよ う、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事 業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業

- 主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称 する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策 定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業 主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなけ

ればならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計 画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定め るところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百 人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、 一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めると ころにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなけれ ばならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定 による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚 生労働省令で定めるところにより、当該事業主につい て、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであるこ とその他の厚生労働省令で定める基準に適合するもの である旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に

厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等 に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはな らない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号 のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消 すことができる。
  - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
  - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請 に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事 業主について、女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主 行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動 計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野に おける男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法 律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規 定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育 児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平 成三年法律第七十六号) 第二十九条に規定する業務を 担当する者を選任していること、当該女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に 優良なものであることその他の厚生労働省令で定める 基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。 (特例認定一般事業主の特例等)
- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例 認定一般事業主」という。)については、第八条第一 項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるとこ るにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活にお ける活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しな ければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大 臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を 取り消すことができる。
  - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
  - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認 めるとき。
  - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚 偽の公表をしたとき。
  - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律 に基づく命令に違反したとき。
  - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定 する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の 承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところ

- により、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働 者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを 厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定に よる届出があった場合について、同法第五条の三第一 項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条 の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、 第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第 一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定 による届出をして労働者の募集に従事する者について、 同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労 働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、 同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項におい て準用する同条第二項に規定する職権を行う場合につ いて、それぞれ準用する。この場合において、同法第 三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」 とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関 する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働 者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条 第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又 は期間 | とあるのは「期間 | と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の 規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前 項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募 集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与 えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生 活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法 律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をし て労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とある のは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めるこ とができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による 届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団 体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成 果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又 は方法について指導することにより、当該募集の効果 的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又は それらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」 という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動 計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事 業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に関する計画をいう。以下この条において 同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるた めの措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら ない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を 実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた 目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
  - 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に 対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両 立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省 令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営も うとする女性の職業選択に資するよう、その事業にお ける女性の職業生活における活躍に関する第一項各号 に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公 表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところに より、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業 選択に資するよう、その事務及び事業における女性の 職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期 的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する 職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立 に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進 するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支 援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、 又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、 助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の 一部を、その事務を適切に実施することができるもの として内閣府令で定める基準に適合する者に委託する ことができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は 当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該 事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (財政上の措置等)
- 第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な 財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものと する。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫 その他の特別の法律によって設立された法人であって 政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に 関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業 主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活にお ける活躍に関する状況又は女性の職業生活における活 躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業 主(次項において「認定一般事業主等」という。)の 受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するもの とする。 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業 主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施す るように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活に おける活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、 かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行 うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組に資するよう、国内外における女性の職 業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報 の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により地方公共団体が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の 区域内において第二十二条第三項の規定による事務の 委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協 議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認める ときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加える ことができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する取組について協議を行うもの とする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、 内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなけ ればならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織 及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは 第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表 をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十 条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定 一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条 第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定によ る勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこ れに従わなかったときは、その旨を公表することがで きる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第 十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生 労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところによ り、その一部を都道府県労働局長に委任することがで きる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の 実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定 法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に 違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の 懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年 以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らし た者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月 以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労 働者の募集に従事した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第 三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第 三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する 場合を含む。)の規定に違反した者
  - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の 報告をした者
  - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒 み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁 をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第 五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務 に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為 をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人 に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚 偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

(目的)

第1条 男女共同参画社会を推進するため基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる社会を実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわりなく、 社会の対等な構成員として、自らの意思によって 社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保 され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会 的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 共に責任を担うことをいう。
  - (2) 町民 本町に居住、通学若しくは通勤し、又は 町内で活動する者をいう。
  - (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する法人 及び団体をいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画の推進は、次の基本理念に基づいて行わなければならない。
  - (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、 男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男 女が個人として能力を発揮する機会が確保される こと、性別に起因した暴力が根絶されること、そ の他男女の人権が尊重されること。
  - (2) 性別による固定的な役割分担などに基づく社会制度及び慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されること。
  - (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における様々な政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
  - (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支

- 援の下、子の教育、家族の介護その他家庭生活に おける活動と、社会生活における活動を両立して 行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの身体的特徴及び性についての 理解を深め、対等な関係の下、互いの意思を尊重 し、生涯にわたり健康な生活を営むことができる ようにすること。
- (6) 男女が対等な立場で個人として能力を発揮する ことにより、活力あふれる新たな地域文化をはぐ くむ社会の実現に努めること。

(町の責務)

- 第4条 町は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、 実施しなければならない。
- 2 町は、前条の施策を推進するため、必要な財政上の 措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 町は、国、県、町民及び事業者と相互に連携を図り 協力して施策を推進するよう努めなければならない。 (町民の責務)
- 第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会を確保するよう努めるとともに、男女が職場における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができるよう、職場環境を整備すること等により、その事業活動において、男女が共同して参画することができる体制を整備するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の役割)

第7条 学校教育その他の教育に携わる者は、男女共同 参画社会の実現に果たす教育の重要性にかんがみ、 個々の教育本来の目的を実現する過程において、男女 共同参画の理念に配慮した教育を行うよう努めなけれ ばならない。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲 げる行為を行ってはならない。
  - (1) 性別を理由とする差別的取扱い
  - (2) セクシュアル・ハラスメント
  - (3) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)をはじめとする男女間におけるすべての暴力

(情報の適切な表示)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、過度の 性的な表現並びに性別による固定的な役割分担及び男 女間の暴力を助長するような表現を行わないように配 慮しなければならない。

(基本計画の策定)

- 第10条 町は、男女共同参画の推進に関する施策の総合 的かつ計画的な推進を図るため男女共同参画の推進に 関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定す るものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推 進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため に必要な事項
- 3 町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民等 の意見を反映することができるよう適切な措置を講ず るものとする。この場合において、第16条の規定によ り設置する吉備中央町男女共同参画社会推進委員会の 意見をあらかじめ聴くものとする。
- 4 町は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査及び研究)

第11条 町は、施策を策定し、及び実施するための必要 な調査及び研究を行うものとする。

(広報啓発)

- 第12条 町は、男女共同参画に対する理解と関心を深めるために必要な広報及び啓発活動に努めるものとする。 (相談及び苦情の対応)
- 第13条 町民及び事業者は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって、権利が侵害された場合の相談又は町の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を、町長に申し出ることができる。
- 2 町長は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携して適切に対応するよう努めるものとする。

(被害者の保護)

第14条 町長は、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)による権利侵害があったと認められる場合には、被害者の保護、相談その他必要な措置を講ずる。

(推進体制の整備)

- 第15条 町は、町民、事業者、県と連携しながら、男女 共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するた め、副町長を長とする推進体制を整備するものとする。 (男女共同参画社会推進委員会)
- 第16条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、吉備中央町男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会の委員は12名で組織し、委員は町長が委嘱する。
- 3 委員の構成は、男女同数とする。
- 4 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行 について必要な事項は、規則で定める。

附 則 (略)

平成17年3月31日規則第11号最終改正:平成19年3月30日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉備中央町男女共同参画推進条例 (平成19年吉備中央町条例第3号)第16条の規定に基づ く吉備中央町男女共同参画社会推進委員会(以下「委 員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるもの とする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、町が行う男女共同参画推進施策を支援し、次に掲げる事項について調査、検討を行う。
  - (1) 男女共同参画社会に対する住民の意向調査
  - (2) 男女共同参画社会実現のための諸施策
  - (3) 男女共同参画社会推進のための啓発活動
  - (4) その他男女共同参画社会づくりに必要な事項 (会長及び副会長)
- 第3条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、委員会を代表し、会を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長と なる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じ有識者等から意見を聞く ことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、協働推進課に事 務局を置く。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、吉 備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例(平成16年吉備中央町条例第57号)の 定めるところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、 別に定める。

附 則 (略)

# 吉備中央町男女共同参画社会推進委員名簿【令和4年度】

役 職	氏 名	備考
会 長	亀山 龍一	
副会長	大木 一恵	
	日名 多津子	
	宮井 惠美子	
	杉本 敦則	
	渡邊 育枝	
	清水 孝子	
	下山 親志	
	片山 浩昭	
	河上 真智子	町議会総務産業常任委員会
	成田 賢一	町議会総務産業常任委員会

(順不同)

# 第4次吉備中央町男女共同参画基本計画

発行日 令和5年3月

発 行 吉備中央町協働推進課

〒716-1192

岡山県加賀郡吉備中央町豊野1-2

電話 0866-54-1301



第 4 次 吉備中央町男女共同参画基本計画